

市町村への事務・権限移譲について

市町村への事務・権限の移譲については、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」に基づき推進しているところであるが、市との協議を踏まえ、来年度からの事務・権限の移譲内容が決定したので報告する。

1 来年度の移譲予定事務

区 分	H17~H19 移譲決定事務 (A)	移譲予定事務		移譲事務 合 計 (A+B)
		新規分(B)	拡大分※	
一律移譲方式対象事務	57	4		61
パッケージ方式対象事務	52	1	6	53
合 計	109	5	6	114

※印は、移譲対象となる市町村を拡大するもの

(1) 一律移譲方式対象事務 (4事務)

事 務 名	移 譲 先
特定非営利活動法人の認証及び監督等	政令市(岡山市)
認定NPO法人申請に必要な証明書の交付	政令市(岡山市)
農用地造成事業等に係る土地改良区と農用地外資格者との調整に関する事務	政令市(岡山市)
国道、河川等の国有財産の登記嘱託に関する事務	政令市(岡山市)

(2) パッケージ方式対象事務 (7事務)

事 務 名	移 譲 先
都市開発パッケージ (拡大: 3事務)	拡大: 3事務【笠岡市】
都市再開発パッケージ (新規: 1事務、拡大: 3事務)	新規: 1事務【岡山市、備前市】 拡大: 3事務【岡山市】

2 今後の進め方

移譲する事務について県民への周知を図るとともに、移譲先の市と研修会を開催したうえで、事務引継を行い、平成21年4月から事務を移譲する。